



「大認知症時代」に備えて

～自分らしく暮らし続けられる地域を目指して～

2025(令和7)年には、団塊世代がおよそ75歳となり、65歳以上の高齢者は国内総人口の10人に3人(本市では10人に4人)になります。

認知症高齢者数は、2012(平成24)年の約462万人から、2025年には約700万人まで増加すると試算され、かつて日本が経験したことのない「大認知症時代」が到来します。そのような「大認知症時代」を迎えるにあたり、「全ての世代が地域で共に生きるための施策」をいかに具体化するかが問われています。

政府は2015(平成27)年「新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)」を策定し、7つの柱に沿って認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進することとしました。

本市における認知症認定者は1836人(2019(平成31)年3月末現在)であり、要介護認定を受けていないなど、統計に表れない人を含めるとさらに多くなると予想されます。急増する認知症高齢者の対策は本市の重要な行政課題です。政府が策定した「新オレンジプラン」の趣旨を尊重した効果のある認知症対策を講じ

する必要があります。

まず行政としては、住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしく暮らせるよう、医療・介護・介護予防・住まいの生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現を目指してまいります。

また、認知症等にやさしい地域の実現には、これまで取り組んできた「自助・共助・公助」を基調とした「市民総ヘルパー構想」に加え、行政・市民・地域・企業・各種団体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。行政としましても引き続き努力して参りますので、地域のみなさまには、これまで以上にご協力いただきますようお願いいたします。



認知症サポーター養成講座の様子

新オレンジプラン

- [I] 普及・啓発
認知症は皆にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認していく。
- [II] 医療・介護等
早期診断を軸に「本人主体」を基本とした医療・介護等の連携により、認知症の容態の変化に応じ、その時に最もふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを実現する。
- [III] 若年性認知症
65歳未満で発症する若年認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいため、様々な分野にわたる支援を総合的に講ずる必要がある。
- [IV] 介護者支援
認知症の人の介護者へ支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善に繋がるため、介護者の精神的負担の軽減や、生活と介護の両立を目指す仕組みを支援する。
- [V] 認知症など高齢者にやさしい地域づくり
生活の支援、生活しやすい環境の整備、就労・社会参加支援及び安全確保を行い、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりを推進する。
- [VI] 研究開発
認知症の原因となる疾患や心理病状等のメカニズム解明を通じて認知症の予防法、診断法、治療法、介護法等の研究開発を推進する。
- [VII] 認知症の人や家族の視点の重視
認知症施策は、介護者だけでなく、地域・家族の視点も重視すべきである。

制度に関するお知らせ

行政情報

平成31年度介護保険料 軽減措置の対象を拡充します

今年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、所得が少ない方(市民税非課税世帯)を対象に、今年度の介護保険料の軽減措置を拡充します(平成31年4月1日時点が基準日となるため、今年度は平成31年度介護保険料です)。

拡充内容

従来から軽減措置が行われてきた第1段階の保険料をさらに引き下げ、対象を第2、第3段階まで拡充します。

段階	対象	拡充前		平成31年度から		
		保険料率*	年間保険料(月額)	保険料率	年間保険料(月額)	差額
第1段階	・生活保護を受給 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.45	35,100円(2,925円)	0.375	29,250円(2,438円)	-5,850円(-487円)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円より多く120万円以下	0.725	56,550円(4,713円)	0.6	46,800円(3,900円)	-9,750円(-813円)
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外	0.75	58,500円(4,875円)	0.725	56,550円(4,713円)	-1,950円(-163円)

※保険料率…基準額(78,000円)に対する割合

問 保険医療課 介護保険係 担当:藤本
☎ お太助フォン 42-5618 📠 42-2130

特別児童扶養手当 所得状況届の提出をお願いします

特別児童扶養手当
身体または精神に障害のある児童を監護している方に、世帯の経済的な安定と児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

《申請時必要書類等》

- ・申請者名義の通帳
- ・戸籍謄本(申請者、対象児童のもの)
- ・医師の診断書(所定の様式)

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの場合、省略できることもありますのでご相談ください。

- ・障害に関する手帳(児童が所持している場合)
- ・世帯全員の個人番号のわかるもの
- ・印鑑 ・本人確認書類(免許証等)

■所得状況届の提出

特別児童扶養手当の受給者は、毎年「所得状況届」の手続きが必要です。書類を郵送しますので、9月11日(水)までに提出してください。

《支給月額》

1級(重度)	2級(中度)
52,200円	34,770円

問 子育て支援課 児童福祉係 担当:大上
☎ お太助フォン 47-1283 📠 42-2130